

# 四国遍路における接待の「援助性」

—文政期・天保期を中心に—

井 原 恒 久

## はじめに

道行く遍路をねぎらう接待は、古くから四国遍路を象徴する習俗としてよく知られている。そして、この接待をテーマとした従来の研究においては、遍路に対し「絶大な経済的援助」・「唯一の命綱」・「生命をながらえるかけがえのない糧」などの役割を果たしたとする接待像が語られ、常に接待の「援助性」の高さが強調されてきた。かつて接待は、遍路に対する「援助性」を果たしてそれほどまでに有したのだろうか。ここでは、江戸時代後期、わけても遍路数が一応のピークを迎えたとされる文政期・天保期に時期を絞り込んでこの点を論じてみたい。

まずその前提として、接待とは何を指すか明確にしておく必要がある。そこで、本論において検討の対象とする接待とは「遍路に対して物品・金銭・労力を無償提供する行為を指し、善根宿もその範疇に含む。」と定義づけておく。<sup>(5)</sup>加えて、接待はあくまでも接待者による自発的・能動的な行為であつて、遍路の側から施物を乞う托鉢とは異なる点を指摘しておきたい。なお托鉢には、修行・行乞・執行など様々な異称があるが、本論では各種の藩政文書において多用されている「托鉢」で統一しておく。

(一) 讀岐新延氏の遍路記 ～接待を受けた遍路の側から～

当時の接待の実情を知るために、接待を受けた側である遍路による道中記録の分析が不可欠である。現存する道中記の中から、接待経験の記述の比較的詳しいものとして新井頼助『四國日記』（翻刻者による仮題・文政二年）・讃岐新延某『四國順禮道中記録』（天保四年）・野中彦兵衛『四國遍路中并接待附萬覚帳』（天保七年）・粟飯原権左衛門『四國巡拝扣帳』（天保十五年）の四書<sup>(6)</sup>（すべて村役人層に属する人物による春遍路の記録である。）を選定しておのおの検討を加えたが、紙数の都合上、ここでは『四國順禮道中記録』のみを紹介する。

この道中記は、讃岐国吉津村（現香川県三豊市三野町吉津）の庄屋の一族とされる新延某が天保四（一八三三）年二月二〇日から四月一日にわたる四二日間の遍路行を記したもので、一行は本人を含めて九名、道中で実に六四回の接待を受けている。

その中から、接待に関連する記述を抽出したものが資料1、さらにそれを表に整理したのが資料2及び資料3である。特に資料3を見ると、数多くの接待物の中で圧倒的に多いのは、御飯類とそれに添えられたおかずの類であることがわかる。<sup>(7)</sup>また、食べ物・善根宿以外の接待については、草鞋・錢・月代などが比較的多い。四回の錢接待では三文から七文を受けており、伊予宇和島で施された七文は、当時のこの地域の米相場からすると白米約六勺に相当したようである。これらの接待物は他の遍路記中にも同様のものが見ら

## 一 文政期・天保期の接待

れ、総じて、旅においてすぐに役立つ実用性の高いものが接待されていたことがわかる。

この遍路記の最大の特色は、数多くの接待者を具体的に知ることができる点にある。<sup>(8)</sup> 六四回の接待のうち五〇回について接待者がわかり、それを大別すると、集団による接待が三六回、個人による接待が一四回となっている。

集団接待の内訳は、四国内の村による村接待が三〇回、四国外の村または接待講による接待が六回である。集団接待が個人接待の三倍近くにのぼり、かつ集団接待の中でも、遍路道・靈場の近隣に位置する村々によつてなされた村接待が多数を占めていたことになる。ちなみに粟飯原氏の遍路記では、接待者が判明する一六回のうち村接待などの集団接待が一二回、個人接待が四回となつており、やはり同様の傾向を示している。

なお個人接待については、ある程度の経済的余裕がある人物によつてなされた場合が極めて多いように思われる。資料を参照願いたいが、例えば、三月二十五日に善根宿を施された伊予種子村の清五郎宅は、かつて庄屋を務め「家相又は仏前等を見受候所、余程旧家と相見え申候」といつた趣の家であつた。善根宿に限らず、物を施す接待も同様で、例えば二月二九日に施本の接待を行つた両後藤氏は阿波早淵村の富裕な一族であるし、三月一九日にいり米接待を行つたのは伊予土居中村の庄屋である。

以上の検討結果をふまえて、当時の接待について判明した点を次のように整理した。

①遍路たちは、いざれもその道中で数十回にのぼる接待を受けていた。

（新延氏以外を附記すると、新井氏五〇回程度、野中氏五〇回、粟飯原

氏四〇回程度。）

②接待物は御飯類などの食べ物が中心であり、そのほか草鞋・錢・月代など、おおむね旅の実用性の高いものが接待されていた。

③接待者については、四国の村々による村接待の形態が最も多く、これに接待講などを加えた集団接待が接待の中核をなしていた。それに対し、

個人接待は多くの場合、経済的余力のある層によつてなされ、したがつてその数は限られていた。

特に①及び②から、接待が春の季節遍路に対し一定の経済的恩恵をもたらした点が確認できるのである。

ところで新延氏の遍路記には、道中の出納簿である『道中諸雜記覧』が合せて残されているが、これを見ると、一行が道中六四回もの接待を受ける一方で、毎日のように米を購入していくことがわかる。その一部を整理して示す。（カッコ内は筆者）

三月二〇日（接待なし） 米 高七升五合

二一日（接待一二回、うち六回は御飯類） 米 高四升

二二日（接待なし）

二三日（接待二回、ともに御飯類） 米代 高八升

二四日（接待なし）

米 高七升  
米代 高七升

恐らく米の購入は木賃宿で行われ、宿で炊いてもらい（或いは自分で炊き）夕食とし、残りを翌日の朝食と昼の弁當にしたと考えられる。特に注目されるのは、弘法大師の命日とされ食べ物の接待が集中した三月二一日である。接待で得た食べ物の一部を宿に持ち込んだためか前日に比べて量は少ないものの、それでも米の購入はなされている。この点、粟飯原氏の遍路記の支出扣を見ても同様で、食べ物の接待を受けつつも粟飯原氏一行は毎日米を購入している。

こうした結果から見ると、当時、接待で得た食べ物のみで遍路行を完遂するには、実際にはまず不可能だったのではないかと思われるのである。

（一）土佐川北村の接待 → 接待を行つた村の側から

当時の接待の中核をなしたのは、四国の村々によつてなされた村接待だと述べた。そこで次に、接待を行つた側である村の記録を検討する。ここで取り上げるのは『御改正風土取締指出牒』に見える土佐安芸郡川北村（現高知

県安芸市川北) の接待である<sup>(10)</sup>。川北村は家数四三七軒、人数二一二四人という大村であるが、これは松田島村など幾つかの枝郷を含んだ数である。記録には次のようにある。

一 四国辺路近年往来無之候得共、前々入国之節ハ、為接待三月二家一軒ニ米一升焚仕成仕相施申候。且又八月ニ焼米五合充右同断。尤其余入費無御座候。定日無御座、尤右接待場所へ参候者ハ一組二十人計。

安政四(一八五七)年の文書であるが、ここでいう「前々」には文政期・天保期も含むと推定される。これによると、川北村は毎年春・秋の二度にわたり接待を行つており、まず三月には家一軒につき米一升を炊いて施し、続いて八月にも同じく一軒につき焼米五合を用意して施していた。ただし村全体で一斉に行うのではなく、一組一〇人程度で適当な日に接待場所に出向いていつたとある。村の家数が四三七軒であるから、仮に全戸が接待に応じたとすると、三月は四石三斗七升、八月は二石一斗八升五合の接待量となる。さらに、これを遍路一名に一合ずつ施したと仮定すると、計算上は、三月に四三七〇人、八月に二一八五人の遍路に接待を行えたことになる。一見すると、これはかなりの接待量である。

次に問題となるのは、通行した当時の遍路数であるが、寛政一三(一八〇

一)年の土佐藩の記録『西郷浦山分廻見日記 下横目三八』には次のように書かれている<sup>(11)</sup>。

遍路通行當時一日ニ武百人位、去年分縮高式万千八百五拾壱人、内千七百九人逆遍路

但盛ニ通行仕時者一日ニ三百人及申候事

遍路は一日に二〇〇人ほど通行し、わけても盛んに通行する時は一日三〇〇人に及んだというのである。つまり春・秋の遍路の季節が三〇〇人、それ以外の季節が二〇〇人だと解釈でき、そうすると、年間を通じて月ごとの遍路数に極端な違いはないことがわかる。

そこで川北村の接待に話をもどすと、仮に春・秋に一日三〇〇人の遍路に接待したとするならば、三月は一四〇一五日分、八月は七〇八日分の接待量に過ぎないことになる。しかも、前田卓による遍路の数量研究の成果からすれば、この三〇〇人という数を示した寛政期から数十年下る文政期・天保期には、遍路数は約二倍に増加していたことが見込まれるのである<sup>(12)</sup>。

また、『御改正風土取締指出牒』と同年作成の『馬路村風土取締指出扣』には、川北村と同じく土佐安芸郡に属する山間諸村の接待が記録されているが、それを見ると諸村の接待の形態は川北村とほぼ同様であり、川北村より規模が小さい分、それぞれの村の接待量も少ない。

このように見ていくと、村接待は一定の接待日に毎年同じ量を施す、いわば村の年中行事としてなされたことがわかり、それはつまり接待の時間的・数量的限界を示したものだということができる。したがつて、当時の接待を「援助性」の観点から見た場合、季節遍路の道中の手助けのレベルにとどまつたと考えざるをえないのである。

## 二 接待と托鉢

### (一) 托鉢する伯耆の遍路

前述の土佐藩の史料を信ずるならば、遍路の季節のみならず、年間を通じて四国には数多くの遍路が往来していたことになる。農作業のサイクルからはずれた、その大多数が貧困の民だと推察される季節はずれの遍路には、集団接待の恩恵は及ばなかつた。

こうした困窮民の遍路の例として、『鳥取県史』所収の「日野郡百姓我儘巡礼につき取調口書」は、伯耆長山村(現鳥取県日野郡伯耆町長山)の惣兵衛一家の遍路行の様子を伝えている<sup>(13)</sup>。わずかな土地を耕す農民である惣兵衛は、経済的には「極貧之者」であった。息子の大病をきっかけに四国遍路を思い立ち、天保一〇(一八三九)年の一二月に一家四人で無断出国して四国

を巡り終えたものの、帰りの丸亀で惣兵衛自身が患い、翌年一月になつて

ようやく長山村に帰着することになる。次の文章は、無断出立の取調べに対する惣兵衛の返答の一部を抜粋したものである。

極貧之者二御座候得は、出立可仕日間も無御座、与風思立、去亥十二月六日隣家えも無沙汰二仕、右四人連ニて罷出、道中報謝仕、四国順拝相仕舞帰懸ケ、：

これをみると、ふと思ひ立つて出立したという惣兵衛一家の巡拝は旅費を用意していなかつたらしいことがわかる。旅費なく遍路を遂行でないと彼らが考えたのは、四国の人々の援助を当てにしてのことだと思われるが、一二月・一月に接待は全く頼れるはずもなく、自ら「道中報謝仕」ことで遍路を続けたのである。ここでいう「報謝」は托鉢行為、或いはそれに類するものであろう。

一部の商人層を除いて、季節はずれの遍路の大多数が貧困の民であつたとするならば、惣兵衛一家がそうであつたように、道中で彼らが頼りにした援助は接待ではなく、托鉢に対する施しではなかろうか。いつ受けられるかわからない接待よりも、遍路の側から自発的に求めて錢・米などの施物を得る托鉢の方が、より確実性の高い援助である。しかも、遍路道を外れて広いエリアから集めることが可能なのも大きな利点であつたに違いない。

## (一) 松鹿試験の通路記から

当時、四国には托鉢が比較的容易な環境が整つており、遍路の間で広く托鉢が行われていたと思われる。その理由の第一は、托鉢を行うことは決して

恥ずかしい行為ではなく、遍路にとつてむしろ義務的行為だとの共通認識が遍路及びそれを迎える四国民衆にあつたからである。その証左として、天保七（一八三六）年の松浦武四郎『四國遍路道中雜誌』から次の一節をあげる。<sup>(15)</sup>

此地ニ而は日々人の門口ニ立而、一手一錢の功德をうけて廻るもの上  
遍路と云ひ、左もせで廻るもの中遍路と號なづけ、合力を連是ニ荷物を負

ハせて歩行を下遍路げと云る也。

ハセテ歩行を下遍路と云る也。<sup>レ</sup>

一手一銭とは、手の内に入るだけの穀物（多くは白米）と少額の錢を指すと思われる。家の門口に立つて米・錢を乞いつつ廻るのが「上遍路」なのであり、それからすれば、遍路記を残した庄屋階層のような人々は「中遍路」、もしくは「下遍路」ということになる。新延氏の遍路記中に、徳島の町において「町内六、七軒も執行致候」（資料1参照）との記述があるが、経済的必然性がないにもかかわらず彼が「執行致」、すなわち托鉢を行つたのは、それが遍路に出た者の義務だとの意識があつたからだと思われる。<sup>[16]</sup>

### (三) 施物行為に対する土佐藩の布告

四国に托鉢が比較的容易な環境が整っていた理由の二つ目として、遍路の托鉢に対して寛容な姿勢をとった藩の存在をあげておきたい。

四国諸藩は他国からの遍路流入に対し警戒感を抱き、その多くは遍路排斥・敬遠の政策をとった。具体的な施策としては、遍路の領内通過の日数制限や遍路道からの離脱の禁止などがよく知られている。本来、接待・托鉢は「施す者」と「施される者」との一対一の関係のみをもつて成り立つ風習のはずであるが、現実には遍路対策の一環として、遍路に対する施物行為に対しても藩権力の介入がなされたのである。

四国諸藩の中で最も厳しい遍路排斥政策をとつたのは、土佐藩だといわれる。しかし土佐藩の関係文書<sup>(17)</sup>を整理してみると、藩の布告に従う「遵法」遍路の托鉢に限つては、むしろ寛容な姿勢で臨んでいたことが窺える。例えば、次の文政二（一八一九）年の布告である。

辺路共江対し、堂社并居宅且道筋二おるて接待を相催候（<sup>ト</sup>）赴、誠ニ御時  
節柄をも不相忍不埒之至ニ候。此段も前々示聞候得共猶又此度詮議之  
上、自今以後右等之儀御差留被仰付候。尤辺路順路向ニおるて致托  
（シテ）躰等候者江、銘々志ヲ以一錢或ハ握米等遣候儀ハ、古来より之仕來ニ

付格段之事二候。

接待を「自今以後（中略）御差留被仰付候」とする明確な禁令であり、この後に次々と出された布告でも、治安上・経済上・風俗上の様々な理由をあげ、一貫して接待禁止の方針を継続している。ところが一方、この布告では、「順路向」、すなわち藩の定めた遍路道の道順を守る「遵法」遍路の托鉢については、「銘々志ヲ以一錢或ハ握米等遣候儀ハ古来より之仕来ニ付格段之事ニ候」とする。すなわち、志をもつて錢・米を施すのは古来のしきたりだから格別のこととして、明らかに容認の姿勢を示しているのである。（ちなみに「不法」遍路の托鉢に対する施しは、一貫して厳禁している。）

托鉢に対するこのような藩の方針は、途中で一度、天保の飢饉の頃に「此年並ニ而米穀不自由ニ付、手之内報謝も爾來之通調不申」（天保七年、一八三六年布告）との理由で禁止に転じるもの、その後もとにかくえつたらしく、安政四（一八五七）年の布告では「向後辺路街道掛り之人家より、一錢・式錢之助効は格別、接待は決而不相成候。」とあって、改めて接待禁止と托鉢容認の方針を確認することができる。他の四国諸藩の動向については未検討だが<sup>(1)</sup>、土佐藩のような大藩が托鉢に寛容な姿勢を示したことは、遍路の托鉢動向に少なからぬ影響を与えたと考えられるのである。

なお、これら布告類については、同じ主旨のものが何度も出されている点や、守られないからまた出すのだと記された布告の存在から、その有効性に疑問符をつけざるをえない。先の『御改正風土取縮指出牒』・『馬路村風土取縮指出扣』に見える土佐諸村にしても、細かい数字を挙げて村接待を縷々説明しておきながら、遍路の減少、洪水による損田、地震といったそれぞれ全く異なる理由を挙げて「今は行つていない」と報告しているのは奇妙である。確かに土佐は遍路に対する施しの少ない国とされてはいるが、どのような遍路であれ托鉢に応じる民衆が多数存在し、かつ接待を年中行事として継続した村もあつたのではないかと推察するのである。

## おわりに

今回の検討を通じて浮かんでくるのは、「絶大な経済的援助」・「唯一の命綱」・「生命をながらえるかけがえのない糧」といった接待像ではない。接待の経済的效果は、結局のところ「季節遍路の道中の手助け」のレベルにとどまつたのであり、真に援助の必要性の高い多数の遍路たちにとつては、むしろ托鉢により得られる施物こそが「生命をながらえるかけがえのない糧」になつたといえよう。

これまでの研究において接待の「援助性」がやや過大評価されてきたとするならば、今後は、歴史的資料の分析を通じて過去の接待像を客観的に再構築する作業が今一度必要だと考えるのである。

## 註

(1) 新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房 一九八二年

一〇六六頁

(2) 前田卓『巡礼の社会学』ミネルヴァ書房 一九七一年 二五三頁

(3) 谷口廣之『伝承の碑－遍路という宗教－』翰林書房 一九九七年 八九頁

(4) この時期を遍路の一応のピークとする根拠は、寺院に残る過去帳の調査によつて江戸時代各時期における遍路の数量把握を試みた前田卓及び浅川泰宏の研究成果に拠つてゐる。詳細は、前掲(2)『巡礼の社会学』及び浅川泰宏『遍路道を外れた遍路』（日本民俗学会『日本民俗学』二二六号）二〇〇一年）を参照されたい。

(5) 接待の範疇については、愛媛県生涯学習センター『遍路のこころ』（二〇〇三年）の拙稿（二頁）を参考されたい。なお、この中では善俗宿を接待の範疇から外して論じた。

(6) 新井頼助『四国日記』（高知県『高知県史 民俗資料編』一九七七

年)、新延某『四國順禮道中記録』(喜代吉榮徳編『四国辺路研究 第3号』海王舎 一九九四年)、野中彦兵衛『四國遍路中並接待附萬覚帳』(同・第4号)、粟飯原権左衛門『四國巡拝諸扣帳』(中山馨解読『四國巡拝諸扣帳』神山町文化財保護審議会 一九九六年)

(7) 表中の食べ物のうち、「もつそう飯」は木の型枠に入れて形を整えた切飯のことであり、新延氏の地元の西讃岐では、現在でも切飯を「もつそう」と呼んでいる。「ちらし」は、はつたい粉の料理のことである。「いり菓子」はいり米と同様に米を煎つたものだろうか。

「煎染」は、具材を菜種油でさつと炒めて醤油を加えた讃岐の郷土料理で、見た目はにしめ(煮染)に近い。讃岐人の新延氏は、他国で出されたにしめをそう表現したものと思われる。「くき」は豆を原料とした食べ物一般の呼称で、大体は味噌・醤・納豆などを指す。この場合は、御飯類の添え物として出されていることと四国の地域性とを勘案すると、なめ味噌の類ではないかと思われる。

(8) 新延氏は接待集団の名称をいちいち道中記に記しているが、それがなぜわかったのだろうか。接待に会うたびに接待者に聞いて回ったのかかもしれないが、次のような可能性も考えられる。

現在まで村接待の形態をよく継承している事例として、七四番甲山寺における香川県まんのう町七箇帆之山地区の人々による接待があげられる。この接待では、小豆ご飯のおにぎり、たくあん、奈良漬け、豆腐汁を遍路に振る舞うのだが、その際、寺の老木に「接待 香川縣仲多度郡七箇帆之山中」と染め抜いたのぼり旗を立て、ここで接待を行っていることを遍路に示す目印とするのである。したがって、当時の村や接待講の集団も、接待を行う際にこのような旗を立てるなどしていたのではないかと思われる。

なお、七箇帆之山地区による接待の詳細については、善通寺市筆岡郷土研究会『接待と善根宿』四〇一五頁(一九八七年)を参照されたい。

(9) 遍路記中に見える三月三日「阿州木頭村北側」の「北側」は木頭村の枝村の北川村を指すと思われ、同様に同二五日「風早郡下難波村大浦」の「大浦」も枝村の大浦村を指すので、それぞれ一村として数えた。これらに、同二一日「内ノ子町」・「伊賀崎町」などの「町」をも加えて計算した結果が三〇という数字である。

(10) 前掲(6)『高知県史 民俗資料編』三二八頁

(11) 佐藤久光『遍路と巡礼の社会学』(人文書院 二〇〇四年)一二二頁参照。

(12) 前掲(2)『巡礼の社会学』一一〇~一一一頁などを参照。

(13) 前掲(6)『高知県史 民俗資料編』二六八~二六九頁

(14) 鳥取県『鳥取県史 第8巻近世資料』一九七七年 八四八頁。他に托鉢の様子を窺い知る史料として『高知県史 民俗資料編』所収の『哥吉回國物語』、増田広実『甲州郡内騒動頭取大目村兵助と『逃亡』日記』その他(歴史科学協議会『歴史評論』第三三三八号)一九七八年など。

(15) 松浦武四郎『四國遍路道中雑誌』(古田武三編『松浦武四郎紀行集中』富山房 一九七五年 一五二~一五三頁)

(16) こうした考え方は近・現代に至つても根強く残つており、例えば、西端さかえは昭和三九(一九六四)年の遍路記『四国八十八札所遍路記』(大法輪閣)において、自ら托鉢を試みるに際して次のように想いをめぐらしている。「行乞は遍路のせひなきねばならぬ修行となつてゐる。私はまだ一度もしていない。結願まであと三番、どんな道をどうたどるやらと思うと、はなはだ不安で、いまここでしなければあるいは行を欠いた悔を残すかも知れない。」(三三一九頁)

(17) 以下、本文中の土佐藩布告の出典はすべて『高知県史 民俗資料編』である。文政二年布告は一〇〇七頁、天保七年布告は一〇一七頁、安政四年布告は一六三頁。

(18) 他藩の関係資料としては、『高松町年寄御用留』(香川県『香川県史第一〇巻資料編 近世資料II』一九八七年 五一九~五二〇頁)など。

資料1 讀岐新延氏『四國順禮道中記録』から接待関連記事の抜粋

(讃岐)

二月廿日 (讃岐)  
・七ツ時、碑殿池下千藏殿方にて善根宿曜候事。

廿一日  
・善通寺にて四条村よりわらじ袴足摂待、同所にて数珠摂待、

・道隆寺迄札納済候事。同寺にて芸州因之嶋より餅三丁柿一并香の物三品摂待に逢候。又又同国より餅摂待に逢候。

廿二日  
・中津村中田屋安藏方にて善根止宿候事。

・加茂寺にてわらじ一足摂待に逢候。

廿三日  
・東横町にて赤飯煎染并錢四文宛摂待に逢候。

・屋島禁潟元村にて常右衛門殿方にて善根宿止宿也。

・八嶋寺にて御膳路シ益并くき添摂待也。

廿四日  
・同所壇之浦にて備前奥郡鹿忍村より餅二・香もの二切・味噌汁袴せん。

・八栗寺より志度寺、同所金屋町にて大豆飯路し盆に盛くき添摂待也。

・大くぼ寺納札の事。同所にて阿州平馬相子村よりいり菓子摂待の事。

廿五日  
・夫より白鳥村善根宿、中村にて茂七郎殿方にて止宿致候。若又白鳥参詣の砌は少し立寄吳候様に申出候。

・熊谷寺より下にて土成村瀧兵殿方にて善根宿もらい候、何も安心に止宿致候。

廿六日  
・焼山寺まで納札の事。同寺柳之庵にて阿州山田村より赤飯摂待に逢候。

廿七日  
・衛門三郎旧跡の下にて善根もらい候、さふち村と申所也。いろいろの坐にて夕飯たべ申候事無間違事也。

廿八日  
・觀音寺迄納札の事。同寺にて同国名西郡高原村畠中と申所よりびん付元結摂待に逢候事。

廿九日  
・はやぶち村伊助殿方にて善根宿もらい候。

三十日  
・同所にて後藤善右衛門殿方にて真言念誦法壇巻施しもらい候。同姓善介殿にて又壇巻もらい候事。

・徳しまにて香の物摂待に逢候。又々町内六、七軒も執行致候。

・田の村直兵衛殿方で善根宿もらい候。

三月朔日  
・立江寺にて和泉より香ものちらし二品摂待逢候。

三日  
・大龍寺にも阿州大久保村より餅三つ宛摂待に逢候。

・日和佐墓王寺納札致候。同所にて紀州若山井在方よりもつ口ふ飯平添、献立ひじき・氷り豆腐・梅干・香の物二添并に茶は弘法大師様四十二才の御時高野山にて自ら植給ふ御茶の由講中被申候事。右は当二月中旬より日数三十日の間摂待永代と申事に候。

・あさ川にて阿州木頭村北側より赤飯の摂待に逢候。

(土佐)

十日  
十四日

・下分村にて木賃に止宿の事。同所にて香のもの二本宛摂待に逢候。

・四万十川を渡り、又々天満と云所にも小渡し有。夫より少し行川端にて香のもの二本宛に逢候事。

(伊予)

十八日  
十九日

・野井村と申所にて御飯に煎染・月代摂待に逢候事。

・宇和嶋御城下において町家にて錢七文宛の摂待。

・夫より少し行、豊後旧料より小豆飯并くき添、外に麦茶摂待。

・稲荷明神にて石原村より小豆飯摂待、又土居中村庄屋よりいり米路し盆に入摂待。又信川村と申所より焼米二方より吳候事。又同人よりわらじ一吳候事。

廿一日

・新谷にてわらじ三足、三度施行に逢候。

・新谷渡。宇和川村より御飯施行。藤繩村より千柿五ツ宛施行。立山村より赤飯煎染添施行。大瀬村より赤飯煎染、同伊賀崎町より赤飯煎染。

・大瀬にて寺村より香物二、右何も施行に逢候事。

・淨瑠璃寺にて大洲領大平村より御飯摂待。

・八坂寺にて大洲領大角村より御飯月代摂待に逢候事。

・太山寺にて三ツ之浜より錢六文摂待。同寺にて太山寺村より小豆飯施行。

・風早郡下難波村大浦と申所より小豆飯摂待。同郡大山田村より焼米施行。

・野間郡種子村清五郎殿にて善根宿もらい候。(中略) 清五郎庄屋役相勤候処、昨年御用木の条に付き入割有之候付入牢致候て、右心願に付夫婦四国順礼に罷出候様に被申候。右人讃岐より予州路迄前後かけ連に相成、右訣合にて彼地罷通り候節は一宿致吳候様申出に付、無拋暮方前に彼家へ立寄一宿致候事。右庄屋役は先当時親類の者當役の由に被申居候。何角家相又は仮前等を見受候所、余程旧家と相見え申候。

・同所より国分寺迄納札の事。松山領野間郡山地村より飯・月代摂待。

・別宮に付、芸州豊田郡忠海より強飯摂待。今治大嶋妙村より焼米摂待。

・同領德重村より焼米摂待。

・佐礼山禁にて龍之岡村より焼米摂待。

・松山御預り御料桜井村にて御飯煎染添施行。

・松山御預り御料桑村郡六軒茶屋にて御飯摂待。

(讃岐)

四月朔日

・坂下の庵と申所に豊田郡中姫村より空豆入御飯香物添摂待。

・小松尾寺へ納札、同所にて中姫村より小豆飯摂待、煎染付、錢三文、右品々摂待。

## 資料2 讀岐新延氏が受けた接待の一覧表

資料3 讀岐新延氏が受けた接待の種類と回数

食べ物	(数字は回数)
・御飯類	
赤飯 8	御飯 6
御膳 1	焼米 6
御膳 1	小豆飯 5
御膳 1	大豆飯 1
御膳 1	空豆入御飯 1
御膳 1	強飯 1
御膳 1	もつそう飯 1
・御飯類に準じるもの	
餅 4	ちらし 1
添え物類	
香物 10	煎染 9
その他	くき 3
柿または干柿 2	味噌汁 1
	麦茶 1
	茶 1
	ひじき 1
	氷り豆腐 1
	梅干 1
・その他	
柿または干柿 2	白米 1
食べ物以外	(数字は回数)
善根宿 9	わらじ 6
錢 4	月代 3
施本『真言念誦法』2	数珠 1
びん付元結 1	

注 例えば一度の接待で御飯と香物が出された場合、表には御飯1・香物1と分けて表記したため、「接待の回数」と「接待物の回数」は一致しないことをことわっておく。